

平成七年法律第七十八号

サリン等による人身被害の防止に関する法律
（目的）

第一条 この法律は、サリン等の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もつてサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

この法律において「サリン等」とは、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソブロピルをいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。

一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。

二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。

三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体の保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

（製造等の禁止）

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けけてはならない。

一 国又は地方公共団体の職員で政令で定めるものが試験又は研究のため製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けけるとき。

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十号）の規定により化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質の製造、所持、譲渡若しくは譲受け又は輸入をすることができる場合に該当して、製造し、所持し、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は輸入するとき。（被害発生時の措置等）

第四条 警察官、海上保安官又は消防吏員（以下「警察官等」という。）は、サリン等又はサリン（被害発生時の措置等）

等である疑いがある物質の発散により人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第一百六十一号）、道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他の法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る建物、車両、船舶その他の場所への立ち入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品その他のその被害に係る物品を回収し、又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。この場合において、警察官等は、相互に緊密な連携を保たなければならない。

第二条 この法律において「サリン等」とは、サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソブロピルをいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれにも該当する物質で政令で定めるものをいう。

一 サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有すること。

二 その原材料、製法、発散させる方法、発散したときの性状その他その物質の特性を勘案して人を殺傷する目的に供されるおそれ並びに発散した場合の人の生命及び身体に対する危害の程度が大きいと認められること。

三 犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して人の生命及び身体の保護並びに公共の安全の確保を図るためにその物質についてこの法律の規定により規制等を行う必要性が高いと認められること。

（第三条）

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、サリン等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けけてはならない。

（第四条）

第四条 警察官、海上保安官又は消防吏員（以下「警察官等」という。）は、サリン等又はサリン（被害発生時の措置等）

第七条 情を知つて、第五条第一項の罪又は製造

若しくは輸入に係る前条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原

材料を提供した者は、三年以下の懲役に処する。

第八条 第五条の罪は、刑法（明治四十年法律第

四十五号）第四条の二の例に従う。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第二号及び附則第四条の規定 化学兵器禁止法の施行の日

二 第五条から第七条までの規定 この法律の

公布の日から起算して十日を経過した日

（経過措置）

二 第五条から第七条までの規定 この法律の

公布の日から起算して十日を経過した日

（第五条）

第五条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、技術的知識の提供、裝備資機材の貸与その他必要な協力を求めることができる。

四 国民は、サリン等若しくはサリン等である疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知つたときは速やかに警察官等にその旨を通報するとともに、第一項の規定による警察官等の措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならぬ。

（第六条）

第六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

（第七条）

第七条 情を知つて、第五条第一項の罪又は製造

いたは、同条第一号中「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）」とあるのは、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）」とある。

規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）附則第二条を除く。）とする。

第五条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第六条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第七条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第八条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第九条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十一条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十二条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十三条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十四条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

第十五条 附則第三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に對し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各項の罰金刑を科する。

（第十六条）

第十六条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

（第十七条）

第十七条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者（前条の規定により読み替えて適用する者）は、國又は地方公共団体の職員で政令で定めるものとある。

（第十八条）

第十八条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第十九条）

第十九条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十条）

第二十条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十一条）

第二十一条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十二条）

第二十二条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十三条）

第二十三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十四条）

第二十四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十五条）

第二十五条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十六条）

第二十六条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十七条）

第二十七条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十八条）

第二十八条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第二十九条）

第二十九条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十条）

第三十条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十一条）

第三十一条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十二条）

第三十二条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十三条）

第三十三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十四条）

第三十四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十五条）

第三十五条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十六条）

第三十六条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十七条）

第三十七条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十八条）

第三十八条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第三十九条）

第三十九条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十条）

第四十条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十一条）

第四十一条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十二条）

第四十二条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十三条）

第四十三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十四条）

第四十四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十五条）

第四十五条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十六条）

第四十六条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十七条）

第四十七条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十八条）

第四十八条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第四十九条）

第四十九条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十条）

第五十条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十一条）

第五十一条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十二条）

第五十二条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十三条）

第五十三条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十四条）

第五十四条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十五条）

第五十五条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十六条）

第五十六条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

（第五十七条）

第五十七条 この法律の施行の際現にサリン等を所持する者は、五年以下の懲役に処する。

(施行期日)
第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条及び第六条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

(経過措置)

第四条 新組織的犯罪处罚法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締处罚則第十条（爆発物取締处罚則第四条から第六条までに係る部分に限る。）の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条（同法第十条に係る部分に限る。）の規定及び第七条の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条（同法第五条第三項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日